

令和7・8年度
建設工事に係る競争入札参加資格審査の
主な改正事項等

令和6年10月
福井県土木部土木管理課

目次

1 令和7・8年度資格審査について

2 特別項目点数の改正事項

- ①若手技術者の年齢引き上げ
- ②ICT建機とICT装置群の保有
- ③完全週休2日制の取組み
- ④CCUS対象工事と加点の拡大
- ⑤育児休業の拡大
- ⑥知事表彰の受賞
- ⑦削除する項目について

3 就業実態調査のアンケートについて

1 令和7・8年度資格審査について

1 令和7・8年度資格審査について

1 申請期間

令和6年11月1日(金)～令和6年12月31日(火)

※申請期間内の消印があるもの限り有効

2 経営事項審査の審査基準日

令和5年10月1日(日)～令和6年9月30日(月)

※上記期間に終了する事業年度に係る経営事項審査を受審していること

1 令和7・8年度資格審査について

3 申請方法

- ①電子申請《ふくeネット電子申請》での申請
- ②次に掲げる書類の送付（持参または郵送）
 - ・①の電子申請で入力した様式を印刷したもの
 - ・電子申請で入力する様式以外の様式
 - ・滞納がない旨の証明書、登記事項証明書
 - ・その他の添付書類

※注意事項

- ・①および②の両方の手続を申請期間内に完了すること
- ・②について、郵送の場合は申請期間内の消印有効として取り扱う

1 令和7・8年度資格審査について

4 提出先

区分	主たる営業所	提出先
県内 業者	福井市、永平寺町	福井土木事務所 総務課
	あわら市、坂井市	三国土木事務所 総務課
	大野市、勝山市	奥越土木事務所 総務課
	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町	丹南土木事務所 総務課
	敦賀市、美浜町、若狭町(旧三方町)	敦賀土木事務所 総務課
	小浜市、高浜町、おおい町、若狭町(旧上中町)	小浜土木事務所 総務課
県外 業者	県外(県内に営業所があるものを除く)	土木管理課 建設産業・人材 支援室

1 令和7・8年度資格審査について

5 メールアドレスについて

- ・資格審査で登録するメールアドレスを用いて、土木管理課からの情報提供やイベント等の広報のため、メールマガジンを活用しています。
- ・登録したメールアドレスによっては、メールマガジンが活用できない場合がありますので、メールマガジンを希望する際には、自社のPCのメールアドレスを登録していただきますようお願いいたします。
※携帯のメールアドレスはメールマガジンで使用できません。
※行政書士事務所のメールアドレスを登録する場合は、登録した行政書士事務所にメールマガジンが送付されます。

2 特別項目点数の改正事項

- ①若手技術者の年齢引き上げ
- ②ICT建機とICT装置群の保有
- ③完全週休2日制の取組み
- ④CCUS対象工事と加点の拡大
- ⑤育児休業の拡大
- ⑥知事表彰の受賞
- ⑦削除する項目について

2 特別項目点数の改正事項

①若手技術者の年齢引き上げ

- 現在経営事項審査では35歳未満の技術者を若手技術者として加点しているところを幅広い加点と福井県の総合評価落札方式の若手担当技術者と合わせるため40歳未満に引き上げて加点評価を行います。

<提出書類>

年齢が確認できる書類(経営事項審査で提出した技術職員名簿)

2 特別項目点数の改正事項

②ICT建機とICT装置群の保有

○建設工事のICT化を目的とし、以下の加点を行います。

<評価項目>

項目	内容	加点割合
技術力	国土交通省のICT建機等認定制度に登録されているICT建機または装置群を保有またはリース	1/100

<提出書類>

審査基準日までに、ICT建機または装置群の所有が確認できる書類(売買契約書またはリース契約書等の写し)

(参考)ICT建設機械等認定制度について

詳細は下記HPを参照

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000050.html

2 特別項目点数の改正事項

③完全週休2日制の取組み

○従業員のワークライフバランスを積極的に推進している企業の評価を目的とし、以下の加点の改正を行います。

【旧】

項目	内容
社会性 (15)就業体制	次のいずれかの休業制度を就業規則に規定し、労働基準監督署に届出している者について、次の通り加点する。 (ア) 4週8休または年間休日120日以上を規定する者については、共通項目点数に2/100を乗じて得た数を加点する。 (イ) 4週6休または年間休日94日以上120日未満を規定する者については、共通項目点数に1/100を乗じて得た数を加点する。

【新】

項目	内容
社会性 (15)就業体制	次のいずれかの休業制度を就業規則に規定し、労働基準監督署に届出している者について、次の通り加点する。 <u>(イ) 完全週休二日制を規定する者については、共通項目点数に2/100を乗じて得た数を加点する。</u> (ア) 4週8休または年間休日120日以上を規定する者については、共通項目点数に <u>1/100</u> を乗じて得た数を加点する。

2 特別項目点数の改正事項

④CCUS対象工事と加点の拡大

- 建設キャリアアップシステムの登録を更に拡大をするため、対象工事と加点の拡充を行います。

<評価項目>

【変更前】

項目	加点の対象業種	加点割合
社会性 (14)建設業従事者雇用	土木一式・建築一式	0.5/100

【変更後】

項目	内容	加点割合
社会性 (14)建設業従事者雇用	<u>全6業種(土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、電気、管)</u>	<u>1/100</u>

2 特別項目点数の改正事項

⑤育児休業の拡大

<評価項目>

【旧】

項目	内容	加点割合
社会性 (16)次世代育成雇用環境整備	ア 育児休業を1か月以上6か月未満取得した従事者を雇用している者	0.5/100
	イ 育児休業を6か月以上取得した従事者を雇用している者	1/100

【新】

項目	内容	加点割合
社会性 (16)次世代育成雇用環境整備	ア 育児休業を1か月以上6か月未満取得した従事者を雇用している者	0.5/100
	イ 育児休業を6か月以上取得した従事者を雇用している者	1/100
	<u>ウ 上記アまたはイを男性従事者が満たす場合重複加点</u>	<u>0.5/100</u>

2 特別項目点数の改正事項

⑤育児休業の拡大

<改正点>

- ・ 育児休業を1ヶ月以上取得している男性従事者がいる場合は共通項目点数に0.5/100を乗じて得た点数を加点する。

<提出書類>

- ア 健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書
- イ 育児休業給付金支給決定通知書
- ウ 社会保険が適用除外の個人事業主においては事業主の証明書等
(ア～ウのいずれか一つ)
- エ 性別が分かる書類・・・運転免許証、マイナンバーカード

2 特別項目点数の改正事項

⑥知事表彰の受賞

○知事表彰で表彰されている建設業者の評価をすることで、以下の加点を行います。

<評価項目>

項目	内容	加点割合
社会性 (19) 福井県知事表彰	<ul style="list-style-type: none">・審査基準日の直前2年間において、福井県優良工事表彰を除く福井県の知事表彰を受けた者・審査基準日の直前2年間において、知事表彰を受けた個人を審査基準日時点で雇用している者 <p>上記いずれかに該当する者は共通項目点数に0.5/100を乗じて得た数を加点する。</p>	0.5/100

<提出書類>

- ・表彰状の写し

2 特別項目点数の改正事項

⑦削除する項目について

分野	項目	評価項目	削除理由	対象業種
社会性	⑩環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・エコアクション21（環境省）の認証を取得していること（1/100）  <p>削除</p>	経営事項審査で加点しているため	6業種
	⑩緊急災害時等貢献才	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年1月大雪において県と除雪契約を締結していること（1/100） ・R3年1月大雪において広域除雪等により土木部長表彰を受けていること（2/100） ・R4年8月大雨において県と応急復旧工事に係る緊急覚書を締結していること（1/100） ・R4年8月大雨において土木事務所管内を超えて緊急覚書を締結していること（2/100）  <p>削除</p>	過年度の災害のため削除	土木一式

3 就業実態調査のアンケートについて

6 福井県建設産業就業実態調査(仮称)について

<概要>

建設産業担い手育成事業および建設産業女性活躍推進事業の一環として県内の若手職員や外国人労働者の雇用状況、補助金の効果について把握するため、「福井県建設産業就業実態調査(仮称)」を実施します。

<実施方法>

土木管理課内HP(令和7・8年度建設工事に係る競争入札参加資格審査)の回答フォームから回答し、受信確認画面を印刷したものをその他の資格審査提出資料と併せて提出してください。

※県内の就業実態を把握する目的のみに使用することから、資格審査の審査結果には全く影響しません。